

## 地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて

〔平成 23 年 11 月 29 日  
閣 議 決 定〕

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）附則第 5 条の規定が廃止されたところであるが、国と地方の財政規律の確保の観点から、地方公共団体の国、独立行政法人等に対する寄附金等（寄附金、法令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。）をいう。以下同じ。）については、次の方針によることとする。

1. 各府省においては、国と地方の財政規律を確保する観点から、地方公共団体との関係において、「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和 23 年 1 月 30 日閣議決定）を引き続き遵守するとともに、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 4 条の 5 で禁止されている割当的寄附金等はもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。
  - （1）寄附金等の支出をしない場合における不利益な取扱い及びその示唆
  - （2）第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
  - （3）（1）及び（2）のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為
2. 各府省においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
3. 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第 5 条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し 1. 及び 2. に準ずるよう要請すること。